

# 平成29年度 高知市特定公共賃貸住宅申込案内書

高知市営住宅管理センター  
高知市本町五丁目6番13号  
電話 088-823-9067

## 募集住宅

団地名	鏡畑川 特定公共賃貸住宅 1号室
所在地	高知市鏡的淵 263-2
戸数	1戸
構造・規模	木造2階建 84.99㎡(和6畳×2室, 洋6畳×2室, 洋4.5畳×1室, 台所6畳)
使用料(月額)	30,000円
敷金	90,000円

## 申込受付期間 及び 受付場所

- 日時 平成29年10月23日(月)～10月31日(火) 9時～16時30分
- 場所 高知市役所 南別館5階 高知市営住宅管理センター  
※ 鏡地域振興課(鏡庁舎内)では上記期間中(12時～13時除く), 申込書の預かりのみ行います。

## 抽選会

- 1 日 時 平成29年11月13日(月) (詳細は、後日文書にてご連絡します。)
- 2 場 所 高知市役所 たかじょう庁舎6階 会議室
  - ※ 抽選結果は、当落にかかわらず申込者全員に文書にてお知らせします。
  - ※ 抽選会は参加自由です。欠席されても申込者に不利な結果にはなりません。
  - ※ 抽選結果に関する電話でのお問い合わせには、お答えできません。

## 入居予定日

平成30年1月1日(月)の予定です。

## 申込資格

- 1 現に同居しようとする親族(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚約者で入居説明会までに入籍し同居できる者を含む。)がいること。
  - ※ ここでいう親族とは、6親等内の血族または3親等内の姻族です。
- 2 現在、自ら居住するために住宅を必要とする者であること。
- 3 申込人又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
- 4 現に市営住宅に入居し又は入居していた者のうち、次に掲げる要件に該当する者でないこと。
  - (1) 市営住宅に関する使用料その他の徴収金を滞納し、又は滞納していた者
  - (2) 高知市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求された者
- 5 市営住宅、共同施設又はその付属施設を故意にき損した者でないこと。
- 6 確実な保証人がある者。(入居するときに保証人が必要です。)
- 7 収入額(同居親族に収入がある場合は合算した額)が  
月額 158,000円以上 487,000円以下であること。
  - ※ ただし、入居者の世帯がおおむね60歳以下の者で構成され、入居者の所得の上昇が見込まれる場合には、収入が  
月額 139,000円以上 487,000円以下とする。

## 募集の概要

- 1 申込み受付当日は書類審査と現在の住宅の状況等をお聞きしますので、必ず、ご本人又はご家族の方がお越し下さい。(郵送での申込みはできません。)  
鏡地域振興課（鏡庁舎内）で書類を提出された方は、後日、高知市営住宅管理センターから現在の住宅の状況等をお聞きするためにご連絡することがあります。
- 2 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- 3 申込書に虚偽の記載をした場合、申込みを取り消します。  
また、申込受付日から入居日までに受付内容と実際の状況が変わった場合は、高知市営住宅管理センターまでご連絡ください。なお、それにより取り消しの対象となる場合があります。
- 4 婚約をしている場合は、入居説明会（入居1週間前の予定）までに入籍することを申込みの条件とします。
- 5 夫婦の別居等、不自然に世帯を分割した申込みは原則できません。（ただし、申込みできる場合もありますので、詳細は高知市営住宅管理センターまでお問い合わせください。）
- 6 提出された書類はお返しいたしません。
- 7 複数の申し込みがあった場合、公開抽選を行います。

## 申込時の必要書類

- 1 高知市特定公共賃貸住宅入居申込書（この案内書にはさみこんでいます。）  
※ 申込書の表面にある申込み世帯全員の個人番号欄は、申込み時には記入不要です。  
※ 申込書の裏面にある勤務先証明欄は、申込み時には記入不要です。
- 2 手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書 1点（コピーは不可）  
（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）  
又は、氏名、住所又は生年月日が記載されている書類 2点（コピーは不可）  
（健康保険証、年金手帳・証書、児童扶養手当証書、公共料金領収書等）

## 当選後の手続き

当選された方は、入居資格審査のため、抽選会後7日以内に以下の書類を提出していただきます。

なお、再審査の結果、新たに提出書類が必要になることがあります。

※ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報提供ネットワークシステムが運用されることにより、提出していただく書類が変更になりました。

### 【平成29年1月1日時点で高知市に居住されている方】

- 1 手続きに来られる人の顔写真付きの公的証明書 1点（コピーは不可）  
（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）  
又は、氏名、住所又は生年月日が記載されている書類 2点（コピーは不可）  
（健康保険証、年金手帳・証書、児童扶養手当証書、公共料金領収書等）
- 2 申込人及び入居する世帯全員の個人番号がわかる通知カード等（コピーは不可）  
（個人番号カード、通知カード等）
- 3 委任状（申込人以外が手続きに来る場合）

### 【平成29年1月2日以降に高知市に転入された方】

- 1 上記1～3
- 2 同居される方の自筆の同意書（添付同意書）  
20歳未満の方は法定代理人（申込人等）の代筆で構いません。また、中学生以下の方については不要です。

### 【以下に該当する方はそれぞれの書類等も必要です】

- 1 高校・大学・専門学校などに在学中で就労していない方  
在学証明書又は学生証の写し
- 2 平成28年1月以降に就職した方又は営業を開始した事業所得者  
平成28年1月以降に就職した方は、平成28年分（平成28年1月～12月まで）の源泉徴収票又はそれに代わる勤務先の証明書のどちらかが必要です。また営業を開始した方は、営業収支を証明する書類が必要となります。
- 3 当選時点で住民票が高知市に登録されていない方  
全部記載の住民票（続柄・本籍・入居しない方も含む世帯全員が記載された、発行後3か月以内のもの）が必要です。また、住民票上別世帯の親族と同居を希望する場合で高知市に住民票を登録されていない場合は申込人と同居を希望する人それぞれの全部記載の住民票が必要です。
- 4 住民票上別世帯の親族と同居を希望する場合  
申込人と同居しようとする人が親族であることを証明できる戸籍謄本等

## 申込書の書き方

- 1 申込書の左上に、募集住宅の団地名、住宅号数を記入してください。
- 2 入居申込人及び同居しようとする親族を記入してください。  
※ 入居決定した場合、申込書に記載されている方以外の入居はできません。
- 3 申込み世帯全員の勤務先又は職業の名称(学生の場合は学校名)及び勤務先の電話番号を必ず記入してください。
- 4 申込書の年齢欄は、申込受付日現在で記入してください。
- 5 申込み世帯全員の個人番号欄は、申込み時には記入しないでください。
- 6 申込み理由・現在の住宅の状況を備考欄に記入してください。
- 7 入居申込人は必ず署名、捺印をしてください。

## 収入基準

収入の基準は、年間所得金額から各種控除を行い、12か月で割った額（収入額）が 158,000円以上487,000円以下であること。

※ ただし、入居者の世帯がおおむね60歳以下の者で構成され、入居者の所得の上昇が見込まれる場合には、収入が 139,000円以上487,000円以下とする。

《計算式》

<b>年間所得金額</b>		<b>一般控除</b>	<b>特別控除</b>	
市町村長が発行する所得証明書の所得金額	-	38万円 × 同居親族数 及び 非同居の扶養親族数	+ 控除額 × 特別控除 対象者数	
※ 同居しようとする親族がいる場合、各々の年間所得金額を合算した金額				

÷12か月 = 収入額

(注意)

- 1 給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額が年間所得金額になります。
- 2 所得税法上の非課税所得は所得とみなされません。(遺族年金、障害者年金等)
- 3 申込人及び同居の親族の収入(所得税法上の収入)がある場合は合算されます。

- 4 収入額は、所得税法上の所得額（給与所得控除後の金額）からそれぞれの控除金額を控除した額を12か月で割った額です。
- 5 平成28年1月以降に就職した者は、支払われた給与の合計金額を基に1年間に換算し収入とします。

## 入居にあたっての注意事項

- 1 入居に際して、敷金（入居時の住宅使用料3か月分90,000円）が必要です。また、保証人が1名が必要です。
- 2 入居後、地区の活動にご協力をお願いします。
- 3 入居後、申込み世帯全員の住民票を市営住宅に移してください。  
(住民票の世帯分離は認めていません。)
- 4 ペットの飼育は禁止しています。ただし、障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬）は除きますが、事前に高知市営住宅管理センターへお問い合わせください。
- 5 住宅使用料は、口座振替による納入をお願いします。
- 6 特別な事情により、住宅使用料の支払いが困難である場合には、申請により住宅使用料等を減免又は徴収猶予できる場合があります。
- 7 入居後、各種設備や工作物の設置等をする場合は、住宅政策課の許可が必要です。なお、設置等にかかる費用及び退去時の原状回復等にかかる費用は入居者ご自身で負担していただきます。  
【例】手すりやエアコンの設置など軽微なもの  
入浴設備やトイレの改装など工事を要するもの
- 8 入居後に世帯人員の異動等がある場合は、高知市営住宅管理センターへ届け出てください。
- 9 市営住宅には家財や家電製品等は設置されておきませんので、入居者ご自身で準備をしていただきます。
- 10 住宅を返還するときは、畳の表替え、ふすまの張替え及び増築等を行った場合による増築物の撤去等が必要です。なお、費用は入居者ご自身で負担していただきます。
- 11 住宅については、入居前に必要最低限の機能回復、修繕および美装を行いますが、経年変化による汚損・劣化等については、あらかじめご容赦願います。
- 12 入居前、市営住宅の内覧はできません。（受付時に高知市営住宅管理センターにて、部屋の間取り、写真をお見せすることができます。）
- 13 住宅内や住宅敷地内で商売を営む等、住宅以外の用途に使用することは禁止しています。

## 控除一覧表

※ 収入計算で控除できる金額の一覧（合計所得金額から下記の額を控除します。）

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除 (a)	申込世帯員のうち申込人以外の方	一人につき38万円
	扶養親族控除 (b)	申込世帯員には入っていないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方	
特別控除	寡婦控除 (c)	次の <u>いずれかに</u> 該当する女性 ① 夫と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない方又は夫の生死が不明の方で、扶養親族又は生計を一にする子（年間所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ② 夫と死別してから婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で、扶養する親族はいないが年間所得金額が500万円以下の方	その人の所得から27万円を限度として控除する。 ※ 公営住宅法施行令の一部改正により、法律婚によらないで母（又は父）になった者で現に法律婚をしていない非婚の母（父）についても、資料の提出により事実が確認できる場合は、控除する。
	寡夫控除 (d)	妻と死別あるいは離婚した後婚姻していない方又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない方又は妻の生死が不明の方で、次の <u>すべてに</u> 該当する男性 ① 生計を一にする親族である子（年間所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ② 年間所得金額が500万円以下の方	
	障害者控除 (e)	申込人又は一般控除対象者の中で、所得税法に規定する障害者（身体障害者、精神・知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳等を交付されている場合）で <u>下の特別障害者控除(f)に該当しない方</u>	
	特別障害者控除 (f)	申込人又は一般控除対象者の中で、所得税法に規定する特別障害者（身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A1～A2等）に該当する方	
	老人扶養親族控除 (g)	扶養親族のうち、年齢が70歳以上で、年間所得金額が38万円以下の方	
	特定扶養親族控除 (h)	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満で、年間所得金額が38万円以下の方	一人につき25万円

申込受付会場及び抽選会場案内図

